

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

セーフティネット保証5号の対象業種について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための制度であるセーフティネット保証5号の対象業種につきましては、令和2年5月1日より全業種が指定されておりますが、この度、令和3年7月1日～同年7月31日の期間において、引き続き全業種指定を延長する旨が中小企業庁 HP にて公表されましたのでお知らせいたします。

なお、同年8月以降につきましては、調査結果に基づき全業種指定を解除し、一部の業種指定に切り替わる予定である旨が経済産業省プレスリリースにて公表されております。そして、同年8月1日から同年12月31日の期間において指定予定となる対象業種には、「6031 ドラッグストア」「6032 医薬品小売業（調剤薬局を除く）」及び令和2年4月に追加指定された「6033 調剤薬局」が含まれていることを申し添えます。

詳細につきましては、下記リンクを通じて、中小企業庁 HP 並びに経済産業省ニュースリリースをご参照いただきますようお願いいたします。

セーフティネット保証5号の利用に当たっては、売上高等の減少について市区町村長の認定が必要となりますので、お近くの市区町村にお問い合わせください。つきましては、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

○関連リンク

【中小企業庁 HP】※7月の全業種延長に係る一覧について
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

【経済産業省ニュースリリース】※8月以降の指定予定業種について
<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210623002/20210623002.html>